NEWSLETTER by 子どもの権利条約ネットワーク No.48 2000年 2月15日

子どもの権利条約

イラスト／土田義晴

〔目次〕

特集　意見表明権型子ども議会と条例の動向………1
たじみ子ども議会……………………2
中野区子ども議会……………………3
箕面市子ども条例………………4～5
川崎市子ども権利条例第一次案……6
子どもの権利条約の選択議定書最終草案採択…………7
チルドレンズ・エクスプレスとの新「覚書き」………8

〈お知らせ〉子どもの権利条約フォーラム2000in群馬内定　11月25・26日（於 高崎中央公民館）

特集　意見表明権型子ども議会と条例の動向

近年、子どもの意見を子ども施策、子ども計画の中に反映させたいと考える自治体が増えている。また、そのような子どもの意見表明・参加権の尊重を条例でうたい、子どもの権利実現に結びつけていこうとする自治体も現れている。今回の特集では、意見表明権型の子ども議会を最近開催した岐阜県多治見市の「たじみ子ども議会」、東京都中野区の「子ども議会」、子どもの意見表明権尊重を明記した大阪府箕面市の「子ども条例」、子どもの参加の権利とその制度化などを盛り込もうとしている神奈川県川崎市の「子ども権利条例骨子第一次案」を紹介したい。

子ども議員、全員集合

子どもの意見を市政に活かす
―「たじみ子ども議会」レポート―

平井純子（多治見市企画課）

岐阜県多治見市の「たじみ子ども議会」の取り組みは、一九九九年八月の末、荒牧重人さんを講師に迎えた「子ども議会フォーラム」でスタートをきった。子ども議会はかつて、市政四五周年記念のイベントとして開催したことはあったが、今回は、子どもの意見表明の場とし、子どもの意見を市政に活かしていこうという視点で開催したものであった。「子どもの権利条約」の主旨を具現化する事業のひとつとして位置付けたのである。

広く子ども議員を募集

このことは、子ども議会の本会議を開催するまでのプロセスでも活かすように事業を展開した。まず、議員となる子どもを学校への依頼にとどめず、市の広報により広く求めた。これは、市外の学校へ通学している子どもや、学校へいっていない子どもなどを視野にいれたものである。広報により応募した九人を含めた子ども議員三十人は、「子ども議会フォーラム」で、子どもの権利やその具現化の場としての子ども議会が開催されることを学び、本会議である十二月十一日までの約三ケ月間、「大人にひとこと」グループや「レッツクリーン」グループなど五つのグループに分かれ、本会議で発言することに取り組んだ。

「多治見の子どもの日」提案

そして、本会議当日、傍聴席から八十人が見つめるなか、西寺雅也市長等市幹部を前に子ども議員全員が、自らの意見を熱心に述べた。子どもたちの発言内容は、自分の身のまわりにあるいじめに関する意見や、多治見を美しいまちにするための「多治見の子どもの日」設置の提案などさまざまであったが、時代を反映する課題ばかりであり、子どもと大人のボーダーレスを感じさせるものであった。

この「たじみ子ども議会」は、今後も引き続き開催し、本市に「子どもの権利条約」の趣旨が根付くための一貫の事業として活かしていく予定である。

意見発表する子ども議員

資料1 たじみ子ども議会宣言

一九九九年一二月
たじみ子ども議会

一、私たちは、多治見のまちにいつまでも緑ある自然を残していくために、私たち自身が自然とふれあい、自然を守っていきます。

一、私たちは、子どもも大人も一人ひとりが大切にされる多治見のまちにするために、いじめや差別をしないようにします。

一、私たちは社会の一員として、多治見を明るく、住みよいまちにするために、大人といっしょになって積極的に活動します。

一、私たちは、人間自身がつくった環境問題について、どうしてこんなふうになったのかその原因を考え、たくさんの生き物と共存できる道を探します。

一、私たちは、障害者も高齢者もすべての人が住みやすいまちづくりのために、協力し、そして努力します。

資料2 中野区子ども議会子ども宣言

二〇〇〇年一月二二日
中野区子ども議会

私たち子ども議員二一名は、身近なところや学校や社会などをより良くしていくための子どもからの様々な意見や提案について話し会いました。

今回の子ども議会で、私たちは、『社会の一員であるわたしたち子どもが自分の意見を言える機会や場などを設けて、おとなたちが子どもの意見に耳を傾け、それが活かされる学校や社会になっていく』ことを望みます。

今まで、子どもは、なかなか自分の意見を言えませんでした。

未来をつくっていくわたしたちが自由に自分の意見を言えることは、素晴らしいことであり、当たり前のことです。

子どもの意見を多くの人に伝え、活かし、おとなも子どももみんなが協力して、二一世紀の明るい中野のまちをつくっていくことをここに宣言します。

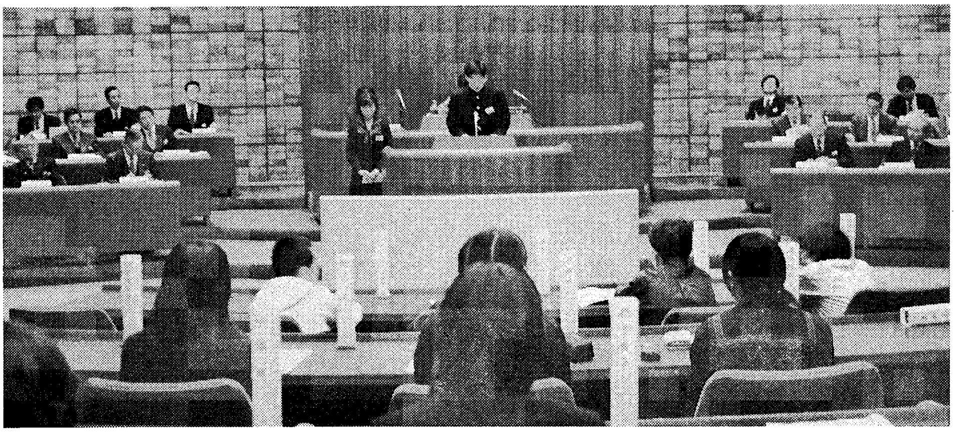

子ども宣言を採択

――中野区子ども議会から――

今　恵里
（中野区地域センター部
女性・青少年課長）

「なかの子どもプラン」の一貫として

中野区の「なかの子どもプラン」（子育て・子育ち支援推進計画、一九九九年二月）では、『子どもの権利を守り参加を進める仕組みづくり』のひとつとして『子どもの意見表明と参加の場や機会の確保』を位置づけている。その推進事業として、今年度は「子ども議会」を実施した。

子ども議会は一月二二日㈯午後、区議会本会議場で、中学生を中心に四年生から高校生までの公募により選出された子ども議員三一名と関係理事者二一名の出席のもとに開催され、百余名の傍聴者も得て真剣な質疑が行われた。

子ども議会では、子ども議長・副議長を選出した後、①所属委員会ごとの子ども議員全員の一般質問とそれに対する総括的な答弁、②「楽しい学校にしよう委員会」「みんなの幸せ委員会」「わたしのまち、みんなの地球委員会」の三つの委員会での審議、③本会議を再開し、各委員会報告と「子ども宣言」の採択、が行われた。子ども議員の発言内容は委員会名からもわかるように、学級崩壊、学校施設、平和問題、福祉、介護保険、子どもの発言権、環境問題、リサイクル、道路問題等、多岐にわたるものであった。

学校推薦でなく公募に

この中野区の子ども議会は、次のような取り組みの特徴点をもつ。第一に、子ども議員の選出方法を学校推薦ではなく公募にしたことである。子どもが集まるか不安ではあったが、言いたいと思う子どもが自由に参加できることを大切にした。第二に、本会議だけでは自由なやりとりが難しいと考え、委員会を開催したことである。子どもたちが原稿無しでどこまで大人と対等に論議できるか心配したが、むしろ「委員会がおもしろかった」「もっと委員会の時間が欲しかった」という感想が多かった。子どもたちは三回の事前学習会で考えてきたことを整理し、現状や制度等を調べ、グループ討議を行っている。それらが委員会での積極的な発言や、他の子どもの発言への関連質問にもつながったと考える。第三に、子ども議員による「子ども宣言」の策定である。三名の中高生が案をまとめ、事前学習会で他の子どもたちの意見を取り入れて決定したものであり、子どもたちの一番言いたいこと、わかって欲しいことが表されている。

今回の「子ども議会」は、子どもの意見表明の場として大きな意義をもった。今後は、子どもたちの発言内容を区政に取り入れ、活かすことが課題であると考えている。

子どもの意見表明権の尊重をうたう「子ども条例」制定

次頁・全文掲載したとおり、大阪府箕面市議会は、昨年九月に「子ども条例」を制定。「子どもの最善の利益」の尊重（一条）をうたい、条例上の「子ども」を十八歳未満（二条）とし、「表現の自由と意見を表明する権利を尊重」（八条）、「社会参加の機会の確保」（九条）などを明記するなど、その内容は、子どもの権利条約の理念を実現していく自治体条例として注目される。もちろん、「理念条例」であり制度的担保に欠ける事や「公徳心」の前文挿入など不充分な点もある。この条例を紹介いただいた牧野直子さんからこの条例の課題について書いていただいた。（編集部）

「子ども条例」問題点と今後の課題

牧野　直子
（箕面市議会議員）

制定の経緯

市内のゲームセンターオープンに端を発し、子どもの環境を守る「青少年健全育成条例」の検討が始まったのは三年前でした。「規制条例ではなく、子どもの権利条約に則った条例が必要という条例検討委員会の提言に基づき、議会に「子ども条例案」が提出されました。継続審議の末、当初の子どもの権利条約をバックボーンにしたものからは大きく後退した条例となって成立しました。

問題点

子ども条例成立の過程から浮かび上がってきた問題点を整理してみます。まず、「子どもの権利」に対するおとなの認識不足です。「これ以上子どもの権利を認めたら、わがままになるだけ。」などという発言を聞くたびに、日本が子どもの権利条約を批准したことを疑いたくなります。効率優先の競争社会を作り、子どもを画一教育・受験戦争に駆り立ててきたのはおとなたちです。その結果、不登校やいじめなど深刻な問題が起こり、さらに人間関係を十分育めないできた子どもたちが親となっている今、大人社会への深い反省なしに、親や家庭だけを責めてみても何の解決も得られません。子どもの権利保障に対し、おとなが共通の理解に立つための検証がまず必要です。

次に、「子ども条例」という以上、条例策定過程の中に子どもの意見が反映されるしくみをきちんと作るべきでした。今までおとなたちは子どもの声に耳を傾けることなく、子どものためと思って、多くのありがた迷惑な手を差しのべては、子どもの真の自立を妨げてきました。「子ども条例」が大人の視点に立った「子育て条例」になってしまったことは大きな反省点です。

最後に、この条例策定の過程が市民にオープンにされ、さまざまな立場の人の声を聞きながらていねいに行われるべきでした。また、行政は事務局としてその議論に必要な客観的データや共通認識を得るための情報を積極的に提供するべきです。条例を作る過程そのものが、「子どもの権利条約」を広めることであり、総合的な子ども施策を進めるための連携の第一歩なのですから。

今後の課題

今後、子どもの視点に立った「子ども条例」への改正を目ざしつつ、条例がうたう「子どもの意見表明や社会参加の機会」保障、権利擁護のしくみ作りなど、具体的に機能するよう働きかけていきたいと思います。

箕面市の「子ども条例」をめぐる反省点が、今後あちこちで始まるであろう同様の条例作りにいかされることをせつに望みます。

資料

箕面市子ども条例 全文

一九九九年九月三十日

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公徳心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

（目的）

第一条　この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「子ども」とは十八歳未満の者をいう。

（基本理念）

第三条1　市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

2　子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。

3　大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。

4　市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

（市の役割）

第四条　市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

（市民の役割）

第五条1　市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2　保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

（子どもの健康）

第六条　市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

（子ども文化）

第七条1　市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

2　市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。

3　市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

（子どもの意見表明）

第八条1　市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

2　市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

（子どもの社会参加）

第九条　市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

（子どもと環境）

第十条1　市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

2　市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

（学校・幼稚園・保育所）

第十一条1　学校・幼稚園・保育所の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2　学校・幼稚園・保育所の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所づくりの推進に努めるものとする。

3　市は、学校・幼稚園・保育所の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

（子育て支援）

第十二条1　市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2　市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

（市民活動支援）

第十三条　市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

（相互支援）

第十四条　市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

（救済）

第十五条　市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

（推進体制）

第十六条　市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

最新情報

「川崎市子ども権利条例（仮称）」の骨子第一次案

山崎信喜（川崎市教育委員会）

川崎市子ども権利条例検討連絡会議と同調査研究委員会は、去る一月二七日合同会議を開き、検討を進めている「子ども権利条例骨子」の原案をほぼかためました。この第一次骨子案は、前文と全七章で構成されています。

前文と全七章で構成

前文は、条例制定の目的です。子どもの権利条約に則り、子どもの最善の利益を図り、権利を現実に保障する自治体として、「子ども権利条例」を制定することを記述します。

第一章は、総則的な規定です。条例の趣旨、子どもの定義、市および市民の資格などの規定を検討しています。また、子どもの権利の日の制定についても検討しています。

第二章は、人としてありのままでいられ、また成長できるための子どもの権利を六項目に分けて、子どもに実感できる理解しやすい簡潔な形を意識しながら、各々、他の権利がどのように関わるかを示したいと考えています。

第三章は、生活場面に即した子どもの権利保障についてです。①家庭など生活の場、②学校など子どもが学び育つ場、③それらを取り巻く地域、に分けて、おとなたちが何をすることができるか、具体的に必要な権利の保障のあり方を規定することを検討しています。

第四章は、子どもの参加と意見の反映の仕組みについてです。地域への参加と学校への参加に分け、それぞれ「子ども会議」や「学校協議会」の設置等を検討しています。

第五章は、子どもの権利のための市の施策と総合的な推進です。子ども施策についての基本理念を示し、基本計画を示し、基本計画の策定やいくつかの施策を検討しています。

第六章は、子どもの権利状況の検証です。市における子どもの状況および子ども施策の検証を行う第三者的機関として、（仮称）「子どもの権利委員会」の設置を検討しています。

第七章は、権利侵害からの子どもの救済です。子どもの権利侵害に対して、その権利を救済し、侵害された権利の回復を図り、これによって子どもの権利状況の改善を図るため「子どものオンブズパーソン」を設けることを検討しています。

今後の予定

以上の骨子案第一案の内容については、まだ検討すべき課題も多く、今後、二月から三月にかけて内部検討や市民・関係者との意見交流の中で、章立ても含めた再整理を行ってまとめていきたいと考えています。そして、六月頃、骨子案を含む検討報告書を市長に答申する予定です。

子どもの権利条約の選択議定書最終草案採択
「チャイルド・ソルジャー」の保護に一歩前進

平野裕二

二〇〇〇年一月二一日、ジュネーブで開かれていた国連人権委員会作業部会で、「武力紛争への子どもの関与に関する権利条約の選択議定書」最終草案が採択された。

三八条の一五歳規定をめぐって

武力紛争における子どもの保護について定めた子どもの権利条約三八条は、一五歳以上の者が敵対行為に直接参加すること(二項)、一五歳以上の者を軍隊に入隊させること(三項)を認めている。条約の起草過程ではこれらの年齢制限を一八歳にするかどうかをめぐって激しい議論が闘わされたが、最終的に妥協が成立して現行のような規定となったものである。

一方、その後の国際情勢はこのような保護の水準が不充分であることを明らかにした。現在世界各地で生じている武力紛争は、子どもたちにさまざまな形で悪影響を及ぼしている。とりわけ、一八歳未満で戦闘に参加するいわゆる「チャイルド・ソルジャー」(子ども兵士)は、国の軍隊かそれ以外の武装集団かを問わず三〇万人にのぼると推定されており、彼らをどのように保護するかに国際的な関心が高まっていた(クレヨンハウス『月刊子ども論』二〇〇〇年三月号参照)。

そのため、国連・子どもの権利委員会の発議によって国連人権委員会のもとに作業部会が設置され、条約三八条で規定された年齢の引き上げを主目的として、一九九五年から選択議定書の起草作業が続けられていた。選択議定書の締約国は、条約と同様、その規定を遵守する法的義務を負う。各国の利害が入り組んで起草作業は難航したものの、ようやく政治的妥協が成立し、今回の最終草案の採択に至ったものである。

「一八歳未満」への引き上げ

最終草案では、一八歳に満たない者が敵対行為に直接参加することが禁じられた(一条)。これは、条約をはじめとする現行の国際基準を実質的に引き上げる画期的な規定である。また、一八歳未満の者を軍隊に義務的に徴募することも禁じられている(二条)。

軍隊への自発的入隊を何歳から認めるかについては激しい論議が交わされたが、結局、締約国が批准・加入時に一六〜一八歳のいずれにするかを選択し、入隊が強制や威迫により行われないようにするための保障を設置・維持するということで妥協が成立した(三条)。ただし、軍隊が運営・管理する学校にはこの年齢引き上げ義務は適用されない(三条五項)。

このほか、国の軍隊以外の武装集団が一八歳未満の者を徴募したり敵対行為に参加させたりすることも禁じられたほか(四条)、各種の実施措置についても規定されている(六〜八条)。

一八歳未満の者の自発的入隊をも禁じるいわゆる「ストレート・エイティーン議定書」を強く求めていた国々、国際機関、NGOにとっては不満の残る結果となったが、この選択議定書がチャイルド・ソルジャーの効果的な保護に向けた大きな一歩であることは間違いない。今年中にも期待される国連総会による採択を受けて、一刻も早い批准・発効と、国際協力も含めた効果的な実施が待たれる。

◆選択議定書最終草案の全訳および詳しい解説は、子どもの人権連『いんふぉめーしょん子どもの人権連』第六六号およびエイデル研究所『季刊子どもの権利条約』第七号に掲載される。

チルドレンズ・エクスプレスとの新「覚え書き」のお知らせ

子どもの権利条約ネットワークは、一九九九年三月から、JUCEE（日米コミュニティ・エクスチェンジ）のプログラムの一環としてチルドレンズ・エクスプレス（以下、CE）と「覚え書き」を交わし交流を進めてきました。ネットワーク運営委員のアメリカでの研修と、それに続くCE子どものニュースチームの来日、「子どもの権利条約フォーラム99」への参加などを通して、ネットワークとの関係を強化、日本の子どもたちとの交流を深めると共に、CE東京支局設立の一歩を踏み出してきました。

ネットワークは、子どもによる情報の受発信、子ども参加そして子どもとおとなの関係性という視点からCEに多くのことを学び、CEもネットワークという東京支局設立のための強力なパートナーを得ることが出来ましたが、前述の「覚え書き」は一九九九年一二月一五日までの期限で交わされたため、これまで以上のパートナーシップの確立を目指してこの度、両組織は新しい「覚え書き」を交わすことに合意しました。

新「覚え書き」は、1.背景、2.協力の基盤、3.目標、4.協力のための柱、5.パートナーシップ構築のための運営構造、6.一般的留意点の六つの項目で構成されています。その概要は以下の通りです。

・**期限**：二〇〇〇年二月八日より二〇〇一年一月三一日まで

・**目標**：子どもの声と経験をより広い社会とメディアへ伝える

・**協力のための柱**：

(a)「子どもの権利条約フォーラム二〇〇〇」およびその他のイベント

「子どもの権利条約フォーラム二〇〇〇」やその他のイベントにおいて協力する。それらのイベントを通して両組織の存在とその活動を広め、その際には最大限の利益を得るために一緒に参加できる内容と形式を計画にし、さらに子どもを含めた多様な人々の参加を促す。

(b)CE東京支局顧問委員会（仮称）

日本におけるCE実現を目指して、CE東京支局顧問委員会（仮称）においてネットワークの代表者が中心的な役割を担う。

(c)情報交換および普及

主要な出版物やそれぞれの活動や問題を深く理解するのに役立つような情報を交換する。広報の方法についても話し合う。

(d)その他

また、「2.協力の基盤」では、ネットワークとCEは活動分野の異なった組織ではあるものの、その理念的な部分の共通性に着目し協力を続けていくことを述べています。

「覚え書き」の詳しい内容は子どもの権利条約ネットワークホームページにてご覧になれます。

（安部芳絵）

訂正とおわび

ニュースレター47号6頁「富良杏子」は「宮良杏子」のまちがいでした。訂正しておわび申し上げます。（編集部）

「子どもの権利条約」No.48
2000年2月15日発行
★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105-0022 東京都港区海岸
1-6-1-831
Network for the Convention
on the Rights of the Child
Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
（月・金曜日／午後1時～午後6時）
http://www.ne.jp/asahi/crc/network/
★発行人　喜多明人
★編集人　荒牧重人
★年会費　4,000円
　学　生　2,000円
　18歳未満　1,000円
　定期購読　4,000円
※郵便振替　00180-2-750150
★印刷　（株）第一プリント

教育改革立法をふまえた
唯一・最新の総合事典完成！

教育法規新事典

神田　修・兼子　仁編著
四六判装　本体2500円

生きて動く教育法制の全体が理解できるよう、教育法学の体系的枠組をもとに、もれなく重要教育法(規)用語を収録。今日の教育改革、「地方分権一括法」などの行政改革の動向をふまえ、新たに解説を加えた21世紀の教育法規の総合的新事典。

北樹出版
〒153-0041 目黒区中目黒1-2-6 TEL 3715-1525

季刊 子どもの権利条約
No. 6　http://www.eidell.co.jp/pub/kenri/
採択10周年記念号　1,600円
使おう!! 子どもの権利条約
■国内編■ 条約10周年なにを変えたのか
子ども／学校／子ども施設／司法／自治体／国／NGO／マスコミ
座談会：「子どもとおとな」「救済・ケア現場」「行政とNGO」
◆国際編◆ 国際社会はどう動いたか
【資料】「子どもの権利条約10周年国際会議：達成と課題」勧告　全文
世界の法改正の動き
意見表明権・参加権／性的虐待・搾取
子ども権利法／子どもオンブズパーソン
わたしが選ぶ本3冊
一番ヶ瀬康子　イーデス・ハンソン　大田堯
甲斐田万智子　北村小夜　木村惠子　楠原彰　澤良世
永井憲一　平湯真人　増山均　宮崎繁樹
毛利子来　森田ゆり　山本聡子　梁韻一　他
Q&A子どもの権利条約
条約は途上国向け？／条約普及グループ／いじめ／体罰
エイデル研究所　東京都千代田区九段北4-1-11原鉄ビル5F　TEL 03-3234-4641